農地等保全事業費補助
奄美農業創出支援事業費補助金
障害防止対策事業費補助金

別表の二の項補助金等の名称の欄中「海岸保全施設整備事業費補助」及び「地すべり防止事業費補助」を削り、「治山施設災害復旧事業費補助」を「治山施設災害復旧事業費補助　海岸保全施設整備事業費補助」に改め、「漁村総合整備事業費補助」を削り、「港整備交付金に係るもの」を「港整備交付金」に改め、「海岸事業費補助」を削る。

別表の二の項財産の名称、構造等の欄中

「

前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	
その他のもの	
報道通信用のもの	
その他のもの	
二輪又は三輪自動車	
フォークリフト	
トロッコ	
金属製のもの	
その他のもの	
その他のもの	
自走能力を有するもの	
その他のもの	

」

を

「

前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	
その他のもの	
報道通信用のもの	
その他のもの	
二輪又は三輪自動車	
フォークリフト	
トロッコ	
金属製のもの	
その他のもの	
その他のもの	
自走能力を有するもの	
その他のもの	

」

に改める。

別表の三の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）　農山漁村六次産業化対策事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」に改め、「バイオマス利用対策整備交付金（実験実用化に係るものに限る。）　農山漁村六次産業化対策事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」を削り、「林業・木材産業等振興事業費補助金（林業木材技術開発事業費のうち実験実用化に係るものに限る。）」を「林産物供給等振興事業費補助金（地域材供給倍増事業費のうち実験実用化に係るものに限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十三日

経済産業大臣　海江田万里

第二十一条第二項中「（機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る情報システムを最適化するために必要なものに限る。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十三年五月十三日

総務大臣　片山　善博

名称	日本共産党本部周辺地域
期間	平成二十三年五月十七日から平成二十四年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目
差点	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交